



# 敬老

## サービスをご利用ください

☎ 長寿福祉課 ☎537-5679

70歳以上の皆さん(昭和30年9月15日以前に生まれた人)へ

### 「敬老の日施設優待券」を8月13日(水)から配布します。

市では、各種施設(団体)のご厚意により、施設利用の無料または割引サービスが受けられる「敬老の日施設優待券」を配布します。各配布場所に、該当者の年齢を証明するもの(運転免許証、マイナンバーカード、長寿応援バス乗車証など)を持参し、お受け取りください(1人1枚限り)。ご利用の際は、各施設の窓口で「敬老の日施設優待券」をお見せください。各施設のサービス内容・休館日は優待券をご確認ください。

#### 無料サービス優待施設

施設(団体)名	サービス期間
大分市歴史資料館	9月1日~30日
大分市美術館(常設展のみ)	
城島高原パーク	9月1日~29日
別府ラクテンチ	
九州自然動物公園アフリカンサファリ	9月8日~15日
高崎山自然動物園	9月13日~29日
大分マリンパレス水族館「うみたまご」	9月15日~21日
べっぴん地獄めぐり(別府地獄組合)	9月15日

#### 無料・割引サービス入浴施設

入浴施設名	サービス期間
別府市営温泉 田の湯温泉、不老泉、浜田温泉、永石温泉、浜脇温泉、海門寺温泉、堀田温泉、亀陽泉、竹瓦温泉、柴石温泉	9月12日~18日
別府温泉保養ランド	9月15日
別府温泉 杉乃井ホテル「棚湯」「アクアガーデン」	9月15日
明野アサヒ温泉	9月15日*
丹生温泉 和みの湯	9月16日~19日*

※期間中、1回のみ利用可。

#### 割引サービス優待施設

施設(団体)名	サービス期間
別府ローブウェイ	9月13日~19日
別府タワー (海と山と湯のまち展望台、別府アートミュージアム)	9月15日・16日
大分市鍼灸マッサージ師会 (会加入の鍼灸院の一部)	9月16日~18日*

※期間中、1回のみ利用可。

#### 「敬老の日施設優待券」配布場所

- 長寿福祉課(本庁舎1階・第2庁舎2階)
  - 各支所 ●各地区公民館 ●各校区公民館
  - 各老人いこいの家(植田老人いこいの家を除く)
  - 各地域包括支援センター
  - 市社会福祉協議会(J:COM ホルトホール大分4階)
- ※施設により受付時間が異なりますのでご注意ください。



## 65歳以上の皆さん(昭和35年9月15日以前に生まれた人)へ

各種団体のご厚意により、無料のサービスを受けることができます。

### ① 市鍼灸マッサージ師会による あんまマッサージの無料サービス

日時：9月7日(日) 午前9時30分~正午  
場所：コンパルホール4階 集会室  
定員：40人(多数時は抽選)

### ② 県立盲学校の生徒による あんまの無料サービス

日時：9月26日(金) 午前9時~午後0時10分  
場所：県立盲学校(金池町3丁目)  
定員：20人(多数時は抽選)

申込期間：8月1日(金)~15日(金) (消印有効)

申込方法：はがきに、住所、氏名、生年月日、電話番号、ご希望のサービス(「①希望」、「②希望」、「両方希望」のいずれか)を記入し、長寿福祉課庶務担当班(〒870-8504 荷揚町2-31)へ。

その他：抽選結果は全員にお知らせします。当選した人は、送付された「サービス券」を当日必ずお持ちください。「サービス券」に指定時間を記載しています。

#### 国民健康保険のお知らせ

# 国保 おおいた

☎ 国保年金課 ☎537-5735

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんがお互いに支え合う仕組みです。納付いただく国保税は、国保事業の最も重要な財源になっています。今回は、国保の給付事業や保健事業などについてお知らせします。後期高齢者医療保険に加入の人は、資格確認書郵送時にしおりを同封していますのでご確認ください。

### 新しい国民健康保険資格確認書などは届きましたか

国民健康保険加入世帯に、8月1日(金)から使用できる資格確認書などを7月に送りました。

#### 【マイナ保険証を持っていない人】

資格確認書(薄い緑色・カード型)を特定記録郵便にて送付

#### 【マイナ保険証を持っている人】

資格情報のお知らせ(A4サイズ)を普通郵便にて送付

該当者で、まだ届いていない人は、国保年金課(☎537-5736)へ連絡してください。

### 医療費の自己負担割合

病院などの窓口でマイナ保険証を利用または資格確認書を提示すれば、下記の自己負担割合で診療を受けることができます。

#### 自己負担割合

##### 70歳~74歳までの人



本人または同一世帯の70歳以上の国保加入者に住民税課税所得が

▶ 3割

年額145万円以上ある人

住民税課税所得が

▶ 2割

年額145万円未満の世帯

##### 就学児~70歳未満



3割

##### 未就学児



2割

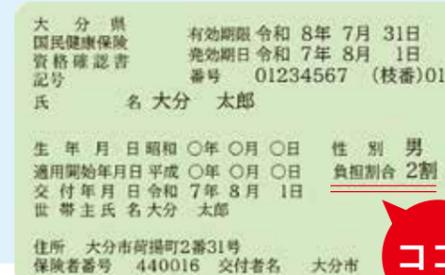
#### 国民健康保険が使えない場合

- 健康診断や人間ドック、予防注射
- 仕事上の病気やけが(労災保険の対象となるもの)

#### 給付が制限されるもの

- けんかや泥酔などでのけが

70歳~74歳までの人は、70歳の誕生日の翌月から(誕生日が1日の人は、その月から)自己負担割合が記載された「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が自動的に郵送されます。自己負担割合については、7年度(6年中)の住民税課税所得(課税標準額)に基づいて判定しています。



資格確認書

### 医療を上手に受けましょう

医療費の使い方を一人ひとりが考えることが大切です。

- かかりつけ医を持ちましょう。
- 時間外・休日受診はなるべく避けましょう。
- 重複受診や必要以上の転医はやめましょう。
- かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳は1冊にまとめましょう。薬の重複や飲み合わせなどをチェックしてもらえ、薬歴を把握した上で助言が受けられるなど多くのメリットがあります。